

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和2年7月29日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年7月20日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年7月8日、請求人は、処分庁あてに保護開始申請(以下「本件申請」という。)を行った。
- 2 処分庁は、令和2年7月20日付けで、本件申請を却下する保護申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、令和2年7月29日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

健康で文化的な最低限度の生活を保つため生活保護決定を求める
処分庁が保護申請却下したことは不当である。

- (2) 審理員は、令和2年8月25日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また令和5年1月18日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

令和2年7月20日付けの本件処分通知書には、「令和2年7月8日付けで申請された生活保護法による保護については次の理由により却下します。」「却下の理由 指導指示の内容が解消されておらず、稼働能力もあるため」との記載がある。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が令和2年8月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

(ア) 請求人は今回の生活保護申請が行われる前の平成27年6月2日から令和2年1月31日まで生活保護を受給していた。

(イ) 令和2年1月15日、請求人からの11月以降の収入申告書が未提出であったことに加え、窓口支給としていた12月・1月分の生活保護費が未受領であったため、処分庁が請求人宅を訪問するも不在であった。そこで、1月20日までに収入申告書と保護費の受け取りのために来所するよう記入した連絡箋をポストに投函した。

(ウ) 令和2年1月21日、請求人より連絡がなかったため、法第27条に基づき文書指導を行い通知した。

(エ) 令和2年1月22日、請求人が収入申告書の提出と保護費の受け取りのために来所した。処分庁は保護費の受け取りが遅れた理由と保護費の受け取りがなかった間の生活について聴取した。請求人は仕事でA県に行っており、自宅にあまりいなかった。収入は日当5,000円で8日間就労した。月の収入は40,000円と主張した。給与の明細はなく、雇い主は知人。給与の詳細を知るために、雇い主に法第29条照会調査をしたい旨伝えるが、会社名や雇い主の名前はプライバシーに関わることであるため、話す必要がないと説明を拒否した。

また、家賃の支払いについて聴取すると友人から借りたとの発言があったため、収入認定になると説明し、借りた相手の名前や借用書の提出を求めたが、「プライバシーに関わることであるので、答えられない」と繰り返した。

そこで、令和2年1月28日までに雇い主・給与明細・出稼ぎ時の宿泊先及び就労期間・借金の状況について、詳細な情報の報告をするように指導した。

(オ) 令和2年1月23日、請求人より電話があった。請求人は雇い主・借金をした知人と交渉したが、証明書の提出は拒否されてしまった。就労の詳細な期間・借金の額等については覚えていないと主張した。処分庁は適正な保護費の支給が困難と判断し、令和2年1月28日までに報告がない場合は文書指導を行う旨伝えた。

(カ) 令和2年1月29日、令和2年1月28日までに請求人からの報告がなかったため、所内において協議のうえ、令和2年1月29日付で令和2年2月4日期限の法第27条に基づく指導指示文書を通知した。

(キ) 令和2年2月5日、令和2年2月4日期限までに指導指示の履行がされなかったため、処分庁は令和2年2月6日付、所内において協議のうえ、令和2年2月12日期限の法第27条に基づく指導指示文書を通知した。

(ク) 令和2年2月13日、令和2年2月12日期限までに指導指示の履行がされなかったため、処分庁は令和2年2月13日付、協議のうえ、令和2年2月18日に法第62条第4項に基づき、弁明の機会付与について通知した。

(ケ) 令和2年2月18日、弁明の機会付与通知書に記載の弁明日時に指定場所への来所がなかった。そのため、処分庁は指導指示に従わなかったものとして、法第62条第3項に基づき、令和2年2月1日付で請求人の生活保護の廃止処分を行い通知した。

(コ) 令和2年6月10日、電話にて請求人から生活保護を再申請したいとの申し出があった。

(サ) 同日、請求人が処分庁に来庁したため、面談を行った。

申請理由は、現金40万円を所持していたが、令和2年6月8日の深夜、駅から自宅にタクシーで帰宅する際、窓の隙間からスプレーをかけられ眠ってしまい、目が覚めた時には警察署の前にいた。タクシーの運転手もいなくなっていた。その際、財布を盗まれてしまい、手持ち金が僅少となった。財布には身分証明書及び銀行のキャッシュカードも入っており、6月上旬に申請済みの特別定額給付金も引き出すことができないためとの申立てであった。また、現在は「B工業」で就労している。月収は20万から30万円だが、新型コロナウイルス感染症の影響で5月は給料が0円だった。就労先についてわかっているのは社名のみであり、所在地・連絡先は不明・明細書はない。就労先の紹介を受けた知人の連絡先は携帯電話より消したと主張していた。

処分庁は前回受給時の廃止原因が請求人から就労に関する詳細な説明がなかったことであることを指摘し、今回、生活保護を開始するにあたり、現在の就労先の明細の提出等が必要なことを伝えた。

(シ) 令和2年6月17日、処分庁がインターネットにて大阪に所在地がある「B工業」を探し、数社連絡してみたが、いずれも請求人の名前では在籍がなかった。

(ス) 令和2年6月19日、請求人より電話連絡があった。生活保護の決定が遅いと問い合わせであったため、調査中であることを説明。併せて令和2年6月10日に提出を指示した就労先の詳細がわかる資料が出ておらず、請求人に対して生活保護の審査にあたり、資料提出等を協力して欲しいという旨を伝えたところ、請求人は「会社名はB工業ではなかったかもしれない」「収入申告書に記載した3・4月の給料は5年ほど前にB工業で働いていた際の未払いの給料をもらった」と主張を一転させた。

処分庁は申告の義務を果たせない場合は生活保護は却下もやむを得ない旨伝えた。また、緊急小口資金貸付制度と住宅確保給付金事業の情報提供を行った。

(セ) 令和2年6月25日、処分庁は、請求人に指示をした明細書等の書類の提出及び就労状況についての詳細な説明がなかったため法第28条5項に基づき生活保護申請の却下処分を行い通知した。

(ソ) 令和2年6月29日、請求人より再申請をしたいとの連絡があった。

(タ) 令和2年6月30日、処分庁より請求人に対し電話にて連絡を行った。

あわせて緊急小口生活資金貸付制度と住宅確保給付金事業については対象となる可能性があるので相談するよう助言した。

再申請をする場合、今までの給与・生活費、金銭の流れを整理・明確にし、指導内容を改善する必要があること。また、必要であれば求人情報の提供を行うので求職活動をするよう伝えた。その上で、再申請を検討するよう伝えた。

(チ) 令和2年7月8日、請求人が処分庁に来所。再申請の意思を示し、申請書の提出があった。

今回の申請理由は最初「保護を受ける権利がある」との一点張りであったが、話を聴取していく中で「体調不良のため働けない」に変化していった。関節痛・体のだるさがあり就労ができないとの訴えがあり、処分庁が同年6月30日に提供した求人情報についても、体がだるい、雨が降っているとの理由で問い合わせをしていなかった。

緊急小口生活資金貸付制度と住宅確保給付金事業等他制度の活用については、借金にあたるため、申請はしないと拒否。

また、却下となった同年6月10日の申請で指示をしていた、廃止時から今までの生活費についての詳細な説明と就労について、並びに給与明細の提出や就労先の詳細な説明を求めていたことについて、添付書類の通り聴取のたびに主張が変化し、最終的

に「わからない」との話であり、法第 28 条第 1 項に定める報告義務を果たしているとは言いがたい状況であった。令和 2 年 1 月及び 2 月は、生活保護費を支給していないにも関わらず、就労収入と生活保護費（未支給）を合わせた金額で生活していたと事実とは異なる主張をしていた。

保護の要否判定のため、検診命令書による稼働能力判定を行う旨伝えた。

(ツ) 令和 2 年 7 月 16 日、C 病院より検診書が届く。請求人が訴えている腰痛両ひざ痛については異常所見なし。普通就労可能。アトピー性皮膚炎についても通常就労には問題なしという回答であった。

(テ) 令和 2 年 7 月 20 日、処分庁は今までの給与・生活費、金銭の流れについて再三聞き取りをしたが、請求人から明確な説明を受けることができなかった。また、処分庁は請求人に対し、法第 4 条に規定する他法他施策の活用観点から緊急小口生活資金貸付制度と住宅確保給付金事業については対象となる可能性があるので相談するよう助言したが、拒否し、あわせて保護の審査期間中も求職活動を行うよう助言したが、請求人は、体調不良や天候を理由に求職活動を全く行わなかった。しかし、検診命令による検診書の結果は、普通就労可能であった。これでは、請求人は報告義務を果たしていないばかりか、稼働能力を活用しているとは言いがたい状況である。

処分庁は以上の理由をもって請求人からの令和 2 年 7 月 8 日付の生活保護申請に対して、法第 28 条 5 項に基づき本件処分を行い通知した。

イ 処分庁の意見

(ア) 本件処分は次の通り法に基づく適法正当な処分である。

(イ) 法第 61 条では「被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、(中略) 速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」とされており、法第 62 条の 1 項では「(前略) 法第 27 条の規定により被保護者に対し、必要な指導または指示をしたときは、これに従わなければならない」とされている。処分庁は請求人に対し、前回の生活保護受給時に、法第 27 条に基づく指導指示を文書により 2 回行っており、その指導指示に従わなかった。法第 62 条第 1 項においては、「(省略) 又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」と規定しており、この義務を果たさなかったばかりか、この義務に違反したことから法第 62 条第 4 項に基づき、弁明の機会を付与したが、処分庁が指定した期日に出頭しなかったことから、同条第 3 項の規定に基づき、指導指示違反で廃止処分となっている。今回、令和 2 年 6 月 10 日付と同年 7 月 8 日付で 2 回の申請があったが、処分庁において、再三、前回の生活保護が廃止となった令和 2 年 2 月 1 日以降の就労や生活状況について、聞き取りを行うも給料明細書の提出について努力する姿勢を見せず、また、「覚えていない」などあいまいな主張であり、処分庁からの指導に従うことなく正しい申告を怠っていた。そのため、処

分庁は今回の申請については却下をせざるを得ないと判断したものである。

(ウ) 法第4条では、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされている。また、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」とされている。

処分庁は、保護の再申請にあたり、請求人に対し稼働能力を活用するよう助言をしていた。しかし、請求人は稼働能力があるにもかかわらず、申請から却下に至るまでの期間、一切の求職活動をおこなっていない。さらに、処分庁が求人情報を提供したにも関わらず、問い合わせさえ行わなかった。

また、緊急小口資金貸付制度と住宅確保給付金事業の活用についても、処分庁より助言を行ったが、申請を拒否しており、他法の活用を行っていない。以上の点から請求人が利用しうる資源や能力の活用を怠り、それに対する処分庁からの助言指導に従っていないのは明らかであった。

(エ) 請求人は、前回の生活保護受給時に処分庁から就労収入の状況を明らかにするよう再三指導等を行った時同様に、保護の再申請における処分庁の調査において、前回保護廃止時から申請前の収入について再三聞き取りを行ったにも関わらず、勤務先や収入額などを明らかにせず、また、明細を取る努力も行わず、処分庁の聞き取りに対しても曖昧な返事を繰り返した。これは、法第28条に規定する収入の状況について報告義務を果たさないばかりか、要否判定ができず、保護の決定に支障をきたすものである。

また、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8-1-(3)では「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とあるが、請求人は処分庁が求めた明細等資料の提出をすべて拒否していた。これは令和2年2月1日付で廃止処分を行った時からの指導指示事項であり、請求人は、再申請をする際においてさえも処分庁からの指導を履行するために行動を行う努力が見られない。これでは適正な生活保護の決定に支障をきたすと判断せざるを得ないものである。

(オ) 以上により、2回の再申請については、却下処分を行ったものであり、本件処分には、違法または不当な点はなく、適法正当な却下処分であるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和2年1月15日付けのケース記録票には、「請求人11月分以降の収入申告書の提出がなく、12・1月分の保護費が未受領であるもの。処遇について 課長、総括主幹、担当者にて協議実施。まずは11月分以降の収入申告書について20日までに提出するよう指示し、提出がなければ文書指導を行う。また12・1月分の保護費については支給取消を行うものとする。(家庭訪問) 不在のためメモ投函。20日までに10月分以降の収入申告書を提出するよう記載した。」との記載がある。

イ 令和2年1月21日付けのケース記録票には、「1/15に家庭訪問を実施し不在であったため、20日までに未提出である収入申告書を提出するよう不在メモに記載していたが、連絡および提出なし。そのため28日までに提出するよう法第27条に基づき文書指導を行う。」との記載がある。

ウ 令和2年1月22日付けのケース記録票には、「【請求人来所 担当不在にて査察指導員対応 途中より総括主幹・課長も同席】請求人が保護費の受け取りのために来所したもの。窓口へ保護費の受け取りに来所したようだが、12月分以降の保護費を組戻し処理しているため、窓口へ支給する現金がないことを説明したが、状況を正しく理解が出来ていない様子だった。そもそも、本日まで保護費の受領をしていないことについては、自宅にはあまりいなかったとのことで、仕事でA県に行っていたとのこと。たまには自宅に戻ることもあったが、一週間ほど続けて行っていることもあったとのことで、不在メモに気が付くのが遅れたとの理由を訴えていた。そのため、月の大部分を自宅で過ごすことなく、しかも保護費の受け取りをせずに生活が出来ていた事実があるため、12月分以降の保護費を支給取り消しとしていることを説明した。しかし、請求人としては、「収入申告書の提出が遅れただけで、保護が止まるのか？」などと訴え、実際に12月2日以降に窓口支給している保護費の受け取りをせず、本日まで生活が出来ていたことは、その間の保護を要さなかったことになることを説明した。そのうえで保護を要しなかった理由や詳細な生活状況について問うも、説明らしい説明が全くできず、「止めるんなら止めたらいいい。」「そっちが後悔するだけやからな。」などの暴言を吐き、「プライバシーにかかわることなので話す必要がない。」と申し立てていた。本日、令和元年11月分と12月分の収入申告書兼求職活動報告書の提出があったが、求職活動の記載面には請求人が当該月に就労した日払い手渡しの勤務地の都道府県などが記載されているのみで、収入の内訳にあたる挙証資料の添付はなかった。この件について、「日当5,000円で往復の交通費については会社持ち?(請求人の負担なし)で、ご飯を食べさせてもらったこともある。4万円あればなんとか食べていける。」と訴える。家賃の支払いについて確認すると、当初は「遅れ遅れで払っている。」と言ったものの、次には「知人に借金をして1月分まで支払い済みである。」と訴える。保護費の受け取りをせずに借金をしたことに得心はいかないものの、保護適用期間中に借金をした場合は収入認定の対象となることを説明し、借金をしたのであれば、相手方の情報などについても詳細に届出をするように口頭指導した。総合的に請求人の訴えには整合性に欠ける

部分が多々あり、生活状況を詳細に報告するように求めても「プライバシーに関わることは言えない。」と繰り返すばかりで、雇い主や給料の支払い状況、必要経費、出稼ぎ期間の宿泊先や詳細な就労日程の状況などについての報告を、一貫して拒否していた。昨日、郵便発送した法 27 条に基づく指導文書を請求人はまだ見ていないと申し立てるため、帰宅後に確認し、履行期限までに収入申告書に記載している収入の元となる就労状況の詳細について報告するように、再度請求人に指導して面談を終了した。」との記載がある。

エ 令和 2 年 1 月 23 日付けのケース記録票には、「請求人より TEL。昨日の面談後、雇い主に明細を出してほしいと頼んでみたが断られたとのこと。A での仕事については車の送り迎えがあり、現地では誰が借りたかは分からないが家具やテレビが備え付けられたマンションで生活をしていた。水道代等なにも請求されたものはなかったとのこと。また給料は日当 5,000 円で仕事後に手渡されていたとのこと。何度か行き来していたもののそれぞれの詳細な期間については覚えていないとのことであった。家賃の借金についても知人に証明書等を書いてほしいと言われたができないと言われた。12 月分と 1 月分を同じ人物から借りたと。なお、詳しいことについては昨日同様プライバシーに関わるため言えないと。借りる際にいつまでに返すようにとは言われておらず、請求人としては昨日受領する予定であった保護費で返済しようと考えていたとのことであった。これを受け、総括主幹、査察指導員と協議を実施。昨日の面談で伝えた内容と変わらず、詳細な資料の提出がなければ保護費の計算ができないことから提出するよう指導を行うものとする。請求人に改めて詳細な資料の提出をするよう伝え、提出がなければ文書指導を行うこととなる旨を説明。しかし、頼んでみたが断られた以上どうしようもないと言う。請求人死ねと言っているのと同じだと不満を述べ、同じやり取りを複数回したのち、「12 月分と 1 月分の保護費は出ないのか？今日電話をしたのはその確認のためが一番大きかった」と言うため、今の状況で支給することは一切できない旨を伝えたところ、「そうであれば良い。自身の伝えたかったことは伝えたため、電話を切らせてもらいます」と言い、電話を切った。」との記載がある。

オ 令和 2 月 1 月 29 日付けのケース記録票には、「請求人仕事にかかる詳細な就労状況や給料明細等の提出なし。また、家賃を支払うために知人より借金をしたとのことであるが、相手方の情報等についての詳細な申告や関係書類の提出なし。そのため、法第 27 条に基づく文書指導を行うもの。(課長、総括主幹、査察指導員、担当者にて協議済)」との記載がある。

カ 令和 2 年 1 月 29 日付けの「生活保護法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書」には、「保護の決定実施のため必要がありますので、生活保護法第 27 条第 1 項の規定により、次のことについて指導（指示）します。」「指導（指示）事項 あなたが現在就労している仕事について、令和 2 年 1 月 22 日に口頭指導をしましたが、未だに詳細な就労日程やそれぞれの雇い主の情報などの申告および給料明細など給料額等が詳細にわかる資料の提出がありません。また、知人からの借金についても相手方の情報の申告および借金をした日や借金額がわかる証明書等の提出がありません。そのため、下記期日までに上記について詳細に申告するよう、また詳細がわかる資料の提出を行うよう指導（指示）いたします。なお、この

指導（指示）に従われない場合は生活保護法第 62 条（指示等に従う義務）により、保護の変更、停止または廃止することがありますのでお含みおきください。履行期限 令和 2 年 2 月 4 日」との記載がある。

キ 令和 2 年 2 月 5 日付けのケース記録票には、「請求人に対して、就労状況の詳細な申告や挙証資料の提出および借金における相手方の情報等についての詳細な申告や関係書類を提出するよう、法第 27 条に基づいて文書指導を行っていたが期日までに申告等がなかったもの。そのため、再度法第 27 条に基づき文書指導を行う。」との記載がある。

ク 令和 2 年 2 月 6 日付けの「生活保護法第 27 条第 1 項に基づく指導指示書」には、「保護の決定実施のため必要がありますので、生活保護法第 27 条第 1 項の規定により、次のことについて指導（指示）します。」「指導（指示）事項 あなたに対して、令和 2 年 1 月 29 日付指導指示書にて生活保護法第 27 条第 1 項に基づき、①詳細な就労日程やそれぞれの雇い主の情報などの申告および給料明細など給料額等が詳細にわかる資料の提出②知人からの借金における相手方の情報の申告および借金をした日や借金額がわかる証明書等の提出上記 2 点を行うよう文書指導を行いました。期日までに申告がありませんでした。そのため下記期日までに申告および資料の提出を行うよう再度指導（指示）いたします。なお、この指導（指示）に従われない場合は生活保護法第 62 条（指示等に従う義務）により、保護の変更、停止または廃止することがありますのでお含みおきください。履行期限 令和 2 年 2 月 12 日」との記載がある。

ケ 令和 2 年 2 月 13 日付けのケース記録票には、「請求人に対して、就労状況の詳細な申告や挙証資料の提出および借金における相手方の情報等についての詳細な申告や関係書類を提出するよう、法第 27 条に基づいて 2 度文書指導を行ったが期日までに申告等がなかった。そのため、弁明の機会を付与するもの。」との記載がある。

コ 令和 2 年 2 月 13 日付けの「弁明の機会付与通知書」には、「生活保護法第 62 条第 3 項に基づき、令和 2 年 2 月 1 日付で保護の廃止処分をします。ついては、同法第 62 条 4 項に基づき、弁明の機会を与えるので下記のとおり通知します。」「1 保護の廃止処分をしようとする理由 生活保護法第 27 条第 1 項に基づき、令和 2 年 1 月 29 日付指導指示書、令和 2 年 2 月 6 日付指導指示書により行った指導（指示）に従わなかったため。」「2 弁明の日時 令和 2 年 2 月 18 日 午前 10 時 00 分」との記載がある。

サ 令和 2 年 2 月 18 日付けのケース記録票には、「【保護の廃止】請求人に対して、就労状況の詳細な申告や挙証資料の提出および借金における相手方の情報等についての詳細な申告や関係書類を提出するよう、法第 27 条に基づいて 2 度文書指導を行ったが期日までに申告等なし。また本日弁明の機会を付与していたが来所がなかった。そのため、指導指示に違反したため、2 / 1 付にて保護の廃止とする。」との記載がある。

シ 令和 2 年 6 月 10 日付けのケース記録票には、「【保護申請】事前に面接担当に相談の連絡

あり。担当者、査察指導員にて面談を行う。(中略)・仕事について 廃止後に就労先を変えているが、知り合いの紹介で仕事を始めているため、会社名や住所、電話番号が分からない。会社名は最近変わったと思うが変更前は「B工業」であり、防水や建築関係の仕事であるとのこと。勤務地はDが多く近畿圏内。同じ場所で長期間働くことはなかった。給料は月にばらつきはあったもののだいたい月に30万円ほど。支払いについては日払いや週払いなど色々であったが、手渡しで給料明細なし。新型コロナウイルスの影響により仕事がなくなり5月は給料が0円であったとの申告。仕事がなかったことから会社との付き合いもなく知り合いの連絡先も消去しているためわからない。明細もなぜもらえないのかと思うと不満気に話す。現在は仕事をしていないとのこと。(中略)以上の理由により、収入なく現在の手持ち金も300円であり生活困窮しているため、本法の相談に至ったとのこと。保護廃止の理由が、給料明細など収入に関する詳細な資料の提出を指導していたが提出がなく、指導指示に違反したためである。しかし、今回も同様に就労収入があるものの明細がなく詳細がわからない。要否判定に必要であるため請求人に対し明細などの資料の提出をするよう求めるも、「頼んだがないと言われたから提出できない」との一点張り。せめて会社の住所などヒントはないのか？と聞いても、なにもわからないとのこと。最終的に処分庁より「B工業」で該当するところを調査することは了承した。・今後について 申請から決定までの流れ等について説明するも、そんなにかからないはずだと言い切る。特に請求人の場合は現状給料明細の提出がないため、こちらも可能な限り調査を急ぎたいが、資料が揃わなければより時間を要することや請求人にも協力お願いしたい旨を強く伝えた。そのうえで本法申請の意思があったため、申請書受理する。調査の同意書の記入中、前回の申請時に旧住所の記載があったため同じように記入を依頼するも「住民票を置いていただけで住んでいなかった」「なぜ書かないといけないのか」「そんなことどこにも書いていない」「一つの住所だけで良いと書いてある」と主張し記入せず。金融機関等、同意書に記載されている住所に一致するものしか回答を得られないことも多いため、記入してもらった方が調査がスムーズに進むように記入するよう説明するが、やはり先ほど同様の理屈を並べるばかりであった。一向に話が進まないため、現住居以外の住所で保有する口座が判明した場合、そこで改めて同意書を記入してもらうことで落ち着いた。食料もないとの申し出であったため、後払い可能である宅配弁当の情報提供を行う。自身で尋ねてみるよう伝えた。また本日提出はなかったが家賃の支払いがわかる領収書が家にあるとのことであったため、後日提出するよう伝えた。」との記載がある。

ス 処分庁が令和2年6月10日に受理した収入申告書には、働いて得た収入について、「収入額(円) 5月分 0 4月分 20万 3月分 25万」との記載がある。

セ 令和2年6月11日付けのケース記録票には、「請求人来所。家賃支払いの領収書提出あり。(中略)請求人に再度B工業に関する情報がわかれば教えてほしいこと、どこか仕事を探してみるよう伝えたが、いずれも難しいとのことであった。」との記載がある。

ソ 令和2年6月17日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。あとどれくらい時間がかかりそうであるか？とのこと。家賃等の支払いを待ってもらうよう依頼するが、どの

くらい待つてほしいかを目安で伝えておきたいと。明細の提出がない状態であるため、今日明日に決定するわけではなく、保護の決定については最低でも申請日より2週間を要する旨改めて説明するが、「時間がかかりすぎではないのか？もう調査は終わっているはず」だと言う。金融機関等の調査も回答が返ってきていない状況を説明するが請求人納得せず。とりあえずお金を支給して、その後になにかみつければその時に返せば良い、上席とも相談してほしいとのことであった。また連絡する旨伝えた。生活困窮担当部署にTEL。状況等説明し生活困窮者自立支援制度の利用可能かと聞くが、受付は難しいであろうとのこと。ただし、緊急小口生活資金や住宅確保給付金の相談・申請は可能かもしれないため、請求人より相談に行かせてみてはどうか？とのことであった。インターネットにてB工業を検索しそれぞれ電話にて確認するが、いずれも請求人の在籍はないとの回答であった。」との記載がある。

タ 令和2年6月19日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。(査察指導員対応) 連絡がなかったため連絡をしたとのこと。担当者、体調不良により欠勤等あり連絡ができなかったことについては申し訳なかった旨述べる。調査にはまだ時間がかかる旨説明するが、そんなに時間はかからないはずだと言う。こちらの説明に対してすべて反論し話が平行線であった。保護廃止の理由も明細等詳細な資料の提出がなかったことによる指導指示違反であり、なおかつ今回についても同様に明細の提出なし。これ以上進めることができないため、緊急小口生活資金貸付制度と住宅確保給付金事業を情報提供し、一度請求人より相談してみるよう伝えた。なぜかけないといけないのかと言うが、最終的にはしぶしぶ電話してみるとのことであった。請求人よりTEL。(査察指導員対応) それぞれ電話をかけてみた。緊急小口生活資金貸付制度は2～3週間かかると言われ、住宅確保給付金は3ヶ月かかる？と言われた。いずれにせよどっちも借金だろうと言い申請意思がない様子。緊急小口生活資金貸付制度は申請可能だと思われると話すと時間もかかる。保護だとあともうすぐで決まるからとの主張。最短でも申請日から2週間かかるうえ請求人の廃止理由や現状を加味すると却下となる旨説明すると声を荒げ、処分庁の主張はおかしい等、暴言が目立った。さらに、「会社名はBじゃなかったかもしれない」「3・4月の給料は5年ほど前にB工業で働いていた際の未払いの給料だった」と申請時には申告のなかった話も出てくる。なぜ申請時に話さなかったのかと聞くもそっちが勘違いしていただけないのか？と悪びれた様子もないようであった。申請以降請求人が明細の提出について努力する姿勢を見せず、上記の申し出のように会社名が違うかもしれないとの主張もし始めている。今の状況では処分庁としては何も話が進まないため却下となり得る旨、また2週間も経過していない旨説明したが、反発し暴言が続いた。最後はまた電話する、電話代がかかるからと言い請求人みずから電話を切った。」との記載がある。

チ 令和2年6月24日付けのケース記録票には、「請求人よりTEL。申請日から2週間が経過したため連絡あったもの。処分については却下処分を行い、請求人との面談を行いたく29日の10時に来所を指示することで協議していたもの。請求人に来所してほしい旨伝えたが、行ってどういった話をするのか？と。そのため、今回の申請については却下処分を行うことで決定するためその説明になる旨伝える。請求人なぜ却下になるのか、会社に

調査をして該当がなかったということは収入がないとの証明である、受ける権利がある等、多々主張を述べる。何度も説明しているように保護廃止となった理由を改善できておらず、話が進まない。そのため前回も他の利用しうる制度を案内したと説明しても、「借金はしたくない。自分は借金をする必要なんかない」「生きないといけない」「保護を受ける権利がある」と自身の考えを述べるばかりであった。ひとまず29日に来所してほしいと伝えたところ請求人了承し電話を切った。」との記載がある。

ツ 令和2年6月25日付けのケース記録票には、「【申請却下】請求人に対して、給料明細等の詳細な就労状況がわかる資料の提出を行うよう法第27条に基づく指導指示を行ったが、提出がなかったため、指導指示違反により令和2年2月1日付にて廃止。今回の本法申請においても同様に給料明細の提出がなく、さらには申請時に申告のあった就労先の会社名は違うかったかもしれないとの申し出もあり、提出を行うことに対して努力をしていない。上記により指導内容を行った内容が解消できていないため、却下処分とする。」との記載がある。

テ 令和2年6月29日付けのケース記録票には、「請求人来所。査察指導員、公安特別相談員同席のうえ面談を行う。前回保護廃止に至った経緯があり、今回の申請において指導指示していた内容が改善されていないため、却下処分とした旨を請求人に説明したもの。請求人却下するのはおかしい。却下はできないはずだと言う。給料明細は提出できないと言うため、明細以外についても就労状況に関する詳細な資料の提出や説明を行うよう指示する。また、申請時と内容が異なるが、保護廃止前の最後に処分庁に来所してから一度も働いていないと話し、3月分と4月分収入として記載したものは過去の未払い分として受領したものであると主張。未払いの給料はどういう経過で受領できることになったのか？と聞くと、たまたま請求人が現場に出向いた時に当時一緒に働いていた人に声をかけられ手渡しで払ってくれることになったと言う。そうであれば3月と4月にそれぞれ最低1回は現場に出向いていることになるため働いていたのではないかと聞くも言葉を濁す。働いたけど給料をもらっていないともいうため、もらう権利はあるだろうと伝えるが連絡先がわからない等述べていた。さらに、就労先について先日の電話で「B工業じゃなかったかもしれない」と言っていたため、詳細な状況が不透明だと伝えたところ、「誰がそんなこと言ったんですか？」「僕じゃないと思う」と要領を得ない返事をしていた。請求人却下に納得せずどうすれば良いのか？と。処分庁の処分内容に不服があるのであれば審査請求を行うことは可能だと説明すると、それは処分庁からしてもらべきだと言う。何度も請求人自身が行うものだと言明するが、前回の保護申請時に却下になるからと処分庁から審査請求の用紙を渡されて記入したので、今回もそうするべきだと話す。しかし、そういった記録はなくなかつ前回の保護申請に対しては却下処分を行っていないためその旨説明。却下通知書の文章だけではどこに請求したらわからないと言うため、担当部署を調べ請求人にメモを渡す。」との記載がある。

ト 令和2年6月30日付けのケース記録票には、「請求人の今回の却下及び再申請についての件について、生活保護主管課の判断を仰いだもの。今回について前回2/1付で指導指

示違反で廃止し、再申請したが、状況が同じであり就労先の明細や就職先の会社名等の資料提出はなく、問答集問 10-4 に基づいて課長協議をし却下したケースがあり、却下通知を渡した当日に再申請の意思があるとのことで入電があり、取扱について相談した。・今回の却下については妥当な判断であるとのこと・再申請については本人から申請意思があれば受理しなければならないが、状況が変わらない場合は再度却下決定をおこなう。・再申請時、引き続き就労収入の明細提出がなく、また処分庁が納得できるような明細がない等の経過の説明が無い場合は同じ却下の判断になる旨を説明すること・29 条にて特別定額給付金の入金状況を確認すること。また申請時までに入金があった場合は、開始されれば収入認定になる旨を事前に説明することの助言をいただいた。請求人に T.E.L.・現在の状況で再申請を行ったとしても、指導内容が改善されていないのであれば却下処分となる。他法優先となるため緊急小口生活資金貸付制度などをまずは申請する。上記を伝えるが、「却下はできないはずだ」「緊急小口生活資金貸付制度は要件にあてはまらないので意味がない」等述べる。電話相談した際に社員・会社勤めであること、減収したことがわかる証明書類、身分証明書が必要と説明を受けたので、自分は無理だと思った。そのため生活保護の申請をしたのであり、処分庁がなんとかしないといけないうい、申請手続きを行う意思はない様子。電話相談ではなく実際に出向いて申請を行ってほしいと伝えるが行かないとのことであった。本職にて求人情報を調べたので資料を送付する。参考に見てくれるよう伝える。請求人元々膝や腰の痛みがあると。関節痛の痛みについては小さい頃に服用していたアトピーの薬の抗生物質の影響かもしれないが、日常的に痛みがあるよう。過去に何度か病院に行ったが痛み止めの薬の処方しか手立てはないと言われたが、薬を飲むと眠たくなってしまうので飲まずに生活している。周りから見れば痛みがわからないかもしれないが実際には痛みがあると話す。また、特に季節の変わり目などには体調が悪くなることが多く、現在も体調が悪いと言う。そういった自身の体の状態を理解してくれるところでこれまで働いており、何も知らない職場だと冷たい目で見られたこともあった。新しい職場だと融通がきかないと思うし、自身の体の状態等を事前に話すとどこもそうであれば仕事をするのをやめておいては？と言うと話す。請求人としてはコロナによる減収のみならず、現在は仕事ができる状態ではないとの訴え。そのため、そういった状況を上席にも伝えてほしいと。(申請時には訴えなし) いつ頃からであれば働けそうなのか？と聞くも時期はわからないとのことであった。(中略)・就労状況について 請求人今回の保護申請時において就職先報告書を記入し、そこには就労開始日が令和 2 年 3 月となっている。しかし、廃止前に来所してから働いていなかったとの主張もあるため確認。最終の来所日は 1/22 だと伝えると「そんなに前だったけ？」と言い、不規則な生活をしているため曜日や日にちの感覚がないので、はっきりと覚えていないと話す。改めて整理しておくよう伝えた。・家賃支払いについて オーナーには保護申請したが保護費をもらえなかったので支払いができない旨を伝えている。オーナーにはいつ支払えるのかを明確に教えてほしいと言われ、担当は誰かと聞いていたよう。用事があれば直接担当者あてにかけてもらっても構わない旨伝える。請求人 4・5 月分家賃も支払っていないと言うため、先日 4・5 月分の領収書もらっていると伝えるが、遅れ遅れで支払っていると。しかし、領収書には 4 月分・5 月分との記載もあると伝えると「なんでかな」と言い特に反論等はなかった。請求人から訴えがあったものについては上席にも伝え、また請求人に連絡することとするが、請求

人自身も就労状況等、きちんと整理しておくよう伝える。また求人情報についても送付する資料を一度見るよう伝えた。」との記載がある。

ナ 令和2年7月1日付けのケース記録票には、「請求人への今後の対応について、課長、査察指導員、担当者にて協議。廃止に至った経過があることから、まずは指導指示内容を改善できるような状態でなければ話が進まない。請求人が再申請の意思があるのであれば、処分庁が納得できるような詳細な就労状況等を請求人より説明してもらうこととした。」との記載がある。

ニ 令和2年7月7日付けのケース記録票には、「請求人来所。話をうかがう。(中略)・1月以降の就労状況について 1月は5日間ほど。現場で覚えているのはIぐらいだが、詳細な住所、場所までは覚えていない。2月は10日ほど。現場で覚えているのはIぐらいだが、詳細な住所、場所までは覚えていない。だいたい朝は6時半～7時頃に集合していた。集合場所はEやFであったが、それぞれバラバラであったため、これについても詳細は覚えていない。現場に就くのは8時頃だったと思うとのこと。3月は日数、場所とも覚えていない。4月は3日間働いた。現場は覚えていない。4月に過去の未払い分の給与としてたまたま出会ったGさんから手渡しでお金をもらった。申告のあった20万のうち、4月勤務分の15,000円(5,000円×3日分)も含まれている。仕事内容は壁の設置など。現場までは車で連れて行ってもらい、同乗者は3～4人が多かった。作業中はヘルメット着用しているが請求人は自身が持っているものを使うことが多かった。ヘルメットにはそれぞれの屋号が印字されていたが詳細は覚えていない。就労日数や就労場所について確認するも、ほとんどが「覚えていない、わからない」との主張。就労日数についても、始めは1～4月は月10日前後ほど働いたとの主張から始まり、4月は1日間だけ、最終的には4月は1～3日の3日間の就労との主張に変わっていた。処分庁が話を聞くのは請求人のためでもある。なにか覚えていることはないのか?と聞くも、わからないものはわからないなどとの主張にとどまり、詳細については不明のままであった。また、処分庁に対して、「きちんと話を聞いているのか?」「誘導してる」との言いがかりをつけ、相談員に向かってお前との発言もあった。・病状等について 関節痛・腰痛については20歳頃から痛みが出だしている。しかし痛みを我慢しながら仕事に行っていることもあった。また、アトピーもありかゆみが出てくるとのこと。朝起きると体のだるさを感じる。眠っている時は楽であるとのこと。腰痛があるため、立ちっぱなしの姿勢もしんどく動き続けられないといけな。また腰痛を我慢すると頭痛がしてくると。工場での作業は向いていないと思っている。ただ、現場仕事以外で向いている仕事はわからない。痛み・だるさはあるが全く働くことができないということもなく、仕事内容によれば働けるであろうと。先日担当者から郵送した求人情報については目を通し、仕事内容としては自分に合っていると思った。しかし、身動きが取れないし雨なので問い合わせはしていないとのことであった。(中略) 課長も面談に同席し、本日話した内容を再度紙に記入し提出するよう説明。意味がない等反論していたが、渋々了承。また保護申請書等についても手渡す。明日提出するとのことであった。申請を受理したとしても却下処分となり得ることや開始となってもすぐに保護費を支給できるわけではないこと、開始となれば稼働能力判定のために病院に行き医師の判断を仰ぐこ

と、就労可能であれば支援員等と連携し就労指導を行うこととなることについて説明しておいた。請求人、生活を保たなければいけない、権利があると主張。病院受診、就労指導については特に反論がなかった。」との記載がある。

ヌ 令和2年7月8日付けのケース記録票には、「請求人来所。保護申請書等提出あり。昨日に1月以降の就労状況について紙にまとめるよう指示していたが、月、勤務数、勤務場所（I県）だけが書かれているのみ。そのため、これ以上覚えていないのか？もう少し覚えていることを記入するようにと促し、集合場所だったと記憶している場所（H駅）、車で現場に連れて行ってもらった旨追記した。また収入申告書に記載した申告額ははっきりと覚えていないため正確かどうか定かではないとのこと。そのため、勤務日数もその申告額に合うように記入したとのことであった。前回申請時と申告額が異なっていたため尋ねたところ未払い分給与を記入していないとのことであったため、追記してもらった。1・2月はそれぞれ4万円で生活していたのか？と聞くと、保護費と合わせて生活していた記憶があると言う。しかし実際には12月分以降保護費を支給していないためその旨伝え、「なんだろう？もらっていると思っていた。もらっていないのであればもう少し給料をもらっていたのかもしれない」等述べていた。1月以降どういう風に生活していたのかについても追記してもらった。」との記載がある。

ネ 処分庁が令和2年7月8日に受理した保護申請書には、申請の理由として、「体調が悪いので生活がきびしいからです」との記載がある。

ノ 処分庁が令和2年7月8日に受理した収入申告書には、働いて得た収入について、「収入額（円）6月分 0 5月分 0 4月分 1万 3月分 4万 2月分 4万 1月分 4万」、恩給・年金・手当・仕送り等の収入について、「収入の種別 かこの働いてたみばらい（Gさん）収入額 4月分 19万 3月分 21万」との記載がある。

ハ 令和2年7月9日付けのケース記録票には、「請求人来所。家賃証明書提出あり。6月分まで納入済みとなっている。請求人より提出あった領収書は5月分までであったためその旨伝え、請求人も6月分は払っていないはずであると。その場で家主にTELするが繋がらず。そのため、また確認次第連絡するよう伝える。（中略）課長より 検診命令の結果を見てから保護の要否について判断することから、稼働能力があると判断されれば却下となる可能性があること、また開始となった場合でもすぐに保護費の支給はできないことから、日払いなどで働くほうがすぐに収入をもらえるのではないかと説明。請求人自身、全く働けないわけではないと思っており、医師もそういった判断はしないだろう、全く働けない人は身体障害者などであろうと言う。しかしながら、以前に担当者より情報提供を行った求人については体がだるい、雨だからという理由で問い合わせすらしていないとのことであった。」との記載がある。

ヒ 令和2年7月15日付けのケース記録票には、「請求人来所。受診を終えて来所したとのこと。検診書はまた病院から処分庁に送ると言われたとのことであった。電気代とガス代

の支払いがあると。振込票を持参していたため写し受理した。請求人生活に困っている、生活を保たなければならないと言う。検診書が返送されたあとに処分について協議するため、現時点ではなにもできないと説明するも納得せず。「開始せなあかんやろ」「おりひんわけがない」「公務員は国民のために働くべきだ」「憲法違反」等述べるため、却下するとも言っていない、あくまで現時点で判断ができないだけだと説明する。また日払いなどで働いた方が収入を早く得られると伝えるが、その日にもらえるとは限らないなど言う。また、担当者より提供した求人情報も現場は遠かった、歩いていくのかと。問い合わせして相談すればいいのではないかとと言うと少し黙り込んだ様子であった。途中より査察指導員同席。請求人おなじような主張を繰り返す。検診書が届いてからの判断となる旨説明すると、いつか、日にちを決めてくれと言うため、決められない旨強く伝えた。」との記載がある。

フ 令和2年7月15日付けの検診書には、「傷病名(1)アトピー性皮膚炎 病状(1)上記 医学的所見(詳細に記入してください。) 顔面や頸部、肘窩に粗像な紅斑、局面を認める。アトピー性皮膚炎の所見として矛盾ない。」「A 診療について 診療を要する。通院見込み 6か月」、「B 稼働について 現在受療しつつ可能である。(2)普通作業」との記載がある。

ヘ 令和2年7月16日付けの検診書には、「病状(1)腰痛(2)両膝痛 医学的所見(詳細に記入してください。) 腰痛、両膝痛訴えるも、神経症状なくX-P上異常なし。両膝も可動域制限、水腫などなく、X-P上も全く問題なし。」「A 診療について 診療を要しない。」「B 稼働について 現在受療しつつ可能である。(2)普通作業」との記載がある。

ホ 令和2年7月20日付けのケース記録票には、「【申請却下】請求人に対して、給料明細等の詳細な就労状況がわかる資料の提出を行うよう、法第27条に基づく指導指示を行ったが提出がなかったため、指導指示違反により令和2年2月1日付にて廃止。令和2年6月10日付にて本法申請があったが、指導指示を行った内容が解消できておらず、却下処分を行った。今回の申請においても、令和2年1月以降の就労状況や生活状況を聞き取りするも、覚えていないなどの主張が多く、1月・2月においては請求人保護費をもらっていたと実際の状況と異なる主張もしており、納得いくような説明ができていない。また、請求人より腰痛・膝痛の理由で働けないとの申し出があったため、検診命令を実施したが、異常無く問題なし、就労可能との判断であった。そのため、上記に基づき、前回廃止時の指導指示の内容が解消されていないこと、また稼働能力の活用が図られることから、却下処分とする。」との記載がある。

マ 前記1請求人の主張(3)と同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定め、同条第2項は、「前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。」と定めている。
- (3) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」と定め、同条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。
- (4) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (5) 法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
- (6) 局長通知第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」、2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や

医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定めている。

- (7) 局長通知第 10 の 2 の (1) は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの 3 か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。」と定めている。
- (8) 局長通知第 11 の 1 の (1) は、「要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。」とし、(2) において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。
- (9) 局長通知第 11 の 2 の (1) は、「保護受給中の者については、随時、1 と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第 27 条による指導指示を行うこと。」とし、アからスまでを定め、キにおいて、「次官通知第 8 の 1 による収入に関する申告及び局長通知第 3 による資産に関する申告を行わないとき。」、クにおいて、「世帯の変動等に関する法第 61 条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。」、スにおいて、「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」と定めている。
- (10) 局長通知第 11 の 2 の (3) は、「指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」と定めている。
- (11) 局長通知第 11 の 2 の (4) は、「法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」と定めている。
- (12) 課長通知第 11 の問 1 の答は、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第 62 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第 27 条により書面による指導指示を行なう

こと。」と定めている。

- (13) 問答集問第 10 の 3 (問) (1) 「稼働年令層の者であって、疾病等就労の阻害要因がないにもかかわらず、再三の指導指示にも従わなかったため、能力不活用により廃止した者から能力活用について特段の努力もなされないまま直ちに再申請があった場合」の答として、「能力活用について努力していることが具体的に明らかでない場合は、保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えない。なお、真に急迫状態にあることからやむを得ず保護を開始する場合は、生活状況、就労努力の状況を観察しながら保護を行うこと。」と記載している。

- (14) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) のⅡの 1 の (2) のオは、「文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。」、Ⅱの 2 は、「文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第 62 条第 4 項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。」と記載している。

2 本件処分について

- (1) 本件処分に至る経過についてみると、前記 1 審理関係人の主張の要旨 2 (2) アからサのとおり、処分庁は、令和 2 年 1 月 29 日及び同年 2 月 6 日に、請求人に対し、就労に伴う収入及び知人からの借金の詳細を報告するよう求める指導指示書を交付したものの、請求人から就労に伴う収入や借金についての申告がなく、請求人が指導指示内容を履行したと認められなかったため、弁明の機会を付与したところ、請求人が出席しなかったことから、同月 18 日、請求人の保護を廃止したことが認められる。

また、前記 1 審理関係人の主張の要旨 2 (2) シからツのとおり、請求人は、令和 2 年 6 月 10 日に保護申請し、同月 25 日付けで却下されたことが認められる。

そして、前記 1 審理関係人の主張の要旨 2 (2) テからマのとおり、請求人は、令和 2 年 7 月 8 日に本件申請をし、処分庁は、「指導指示の内容が解消されておらず、稼働能力もあるため」として、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 前記 1 審理関係人の主張の要旨 1 (3) 及び 2 (2) マのとおり、本件処分通知書の理由欄には、「指導指示の内容が解消されておらず」と記載されているが、指導指示が何を指すのかについては、本件処分通知書の記載からは判然としない。

しかしながら、前記 1 審理関係人の主張の要旨 2 (2) オからサ及びホの記載内容からすると、指導指示とは、令和 2 年 2 月 18 日付け保護廃止決定処分の原因である同年 1 月 29 日及び同年 2 月 6 日の指導指示を指すものと認められる。

つまり、処分庁は、令和 2 年 2 月 18 日付け保護廃止決定処分の原因となった指導指示の内容について、請求人が履行しない状態が本件申請後も継続していたため、その状態が解

消されなければ保護を開始できないとして、本件処分を行ったものと認められる。

- (3) 処分庁は、本件申請の後、請求人に対し、令和2年1月以降の収入の状況について明らかにするよう求めていることが認められる。

また、本件審査請求に係る書面には、処分庁がいずれの規定等を根拠として本件処分を行ったかについて記載がないものの、前記1審理関係人の主張の要旨2(2)トのとおり、令和2年6月30日の記録において、同月25日の保護申請却下時に問答集10の3に基づき却下したと推認される記載があることからすると、処分庁は、本件処分においても、問答集10の3を根拠として、請求人が保護廃止時における収入申告に係る指導指示に従わないため却下すると判断したものと推認される。

しかしながら、保護の申請があった場合、前記1(7)の局長通知第10の2のとおり、原則として判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて保護の要否を判定することとされており、令和2年1月以降の収入の状況を明らかにすることが、本件申請時における請求人の保護の要否の判定に必要であったとは認められない。

また、前記1(13)の問答集10の3については、法第4条にいう保護の要件を欠くものについての記載内容であるところ、請求人が保護廃止時における指導指示に従わない状態が継続していたとしても、そのことが直ちに保護の要件を欠くものとはいえない。

したがって、処分庁の判断及び手続には誤りが認められる。

- (4) 稼働能力を活用しているか否かについては、前記1(6)のとおり、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。また、稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている。

処分庁は、認定事実のとおり、皮膚科及び整形外科に係る検診命令の結果により、請求人は稼働能力を有すると判断したものと認められるが、請求人の有する資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、組織的に検討を行った経過は認められない。また、請求人が稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについて、具体的に検討を行った経過は認められない。

以上からすると、処分庁が、請求人が稼働能力を有することのみをもって稼働能力の活用可否を判断したことは、十分な検討を欠いている。

- (5) 理由付記について検討する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て、訴訟)提起の便宜を図るためと解されている。

本件処分通知書をみると、「指導指示の内容が解消されておらず、稼働能力もあるため」とのみ記載されており、いかなる事実について、いかなる規定を適用して、本件処分を行ったかについて具体的に記載がなく、記載そのものから処分理由が不明である。

したがって、本件処分に係る理由の記載は、理由の提示が必要とされる趣旨からすると、

具体的な記載を欠き、不十分である。

(6) まとめ

以上から、本件処分に係る判断及び手続に瑕疵が認められ、違法又は不当な点があることから、本件処分は取消しを免れない。

(7) なお、本件処分に先立つ令和2年2月18日付け保護廃止決定処分について、以下の事実が認められる。

指導指示については、前記1(10)のとおり、「指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」、前記1(14)のとおり、「文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。」とされている。

また、被保護者が指導指示に従わなかった場合には、前記1(11)のとおり、「当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」、前記1(14)のとおり、「文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。」とされている。

前記1審理関係人の主張の要旨2(2)ウ及びエによると、この間、請求人は、処分庁が収入の状況等について明らかにするよう求めていることに対し、十分な内容とはいえないまでも、一定程度の応答をしていることが認められる。また、前記1審理関係人の主張の要旨2(2)シからチ、テ、ト、ニ、ヌ及びノからヒのとおり、保護の廃止後に保護の申請を行った際についても、同様の状態が認められる。

これらの回答内容及び処分庁とのやり取り等の経過からは、請求人が具体的にどのようなにして、自らの収入の状況等を明らかにすべきかを十分理解していたかについては疑問が残る。また、請求人が自らの収入の状況を正確に把握し、記録する等して管理していたかについても同様である。

ところが、令和2年2月における2回の文書による指導指示の後、保護廃止に至るまでの間、処分庁が請求人に対し、前記1(14)のとおり、指導指示の履行状況の把握及び必要な助言等を行った経過は確認できない。

また、前記1審理関係人の主張の要旨2(2)エのとおり、処分庁は、「詳細な資料の提出がなければ保護費の計算ができない」とするのみで、前記1(11)のとおり、請求人の保護を廃止する必要性について、十分検討した経過は確認できない。

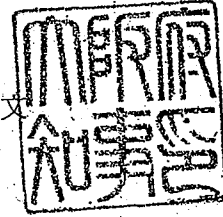
以上から、保護の廃止処分は、保護の実施を終了させる被保護者にとって最も重い処分であることを鑑み、処分庁は、慎重に処分を行うべきであることを付言する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年8月18日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

